平成２６年（フ）第２１１２号
横浜市泉区下和泉２丁目12番23号
債務者　金子　真梨（旧姓小菅）
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４６号
横浜市南区永田北１丁目６番25号　パインヴェール101
債務者　大瀧奈津季（旧姓武政）
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６０５号
栃木県真岡市熊倉町4786番地１　うえきコーポＦ棟102号
債務者　笠原ヨシコこと　カサハラ　アゴスチニョ　ルテ　ヨシコ
1　決定年月日時　平成27年１月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５号
栃木県宇都宮市さつき２丁目９番５号
債務者　市原　　学
1　決定年月日時　平成27年１月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１９０６号
横浜市保土ケ谷区西谷町1124番地　ザ・プラド横浜101号
債務者　徳永　　舞
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０８４号
横浜市鶴見区鶴見１丁目12番40―503号
債務者　本間茉以子（旧姓川井）
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月３日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１３５号
横浜市南区中村町３丁目211番地　横浜市中央浩生館
債務者　高橋　浩隆
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月３日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１号
長崎県平戸市岩の上町1087番地１　アベニールサイド・ｗ101、従前の住所長崎県平戸市川内町1163番地
債務者　大浦　景子（旧姓竹下）
1　決定年月日時　平成27年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１６５号
茨城県石岡市三村4822番地２
破産者　創明産業株式会社
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２７２３号
福岡市早良区西新１丁目８番21号
破産者　株式会社ミヤコ
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６５５号
福岡市中央区長浜１丁目４番５号
破産者　株式会社暁
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６１２号
福岡市西区姪浜５丁目1425―１
破産者　九州フィルター産業株式会社
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７６１号
福岡県八女市立野90番地１
破産者　株式会社ライフ・21
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８４７号
福岡県大野城市中２丁目３番１号
破産者　株式会社まる倉
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６５９号
福岡県糸島市曽根653番地の８
破産者　有限会社扶商
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４００号
仙台市青葉区二日町６番13―103号
破産者　株式会社千代田ビルサービス
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第８５号
茨城県常総市新石下1193番地の48
破産者　筑波レンター有限会社
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第４６２号
栃木県小山市大字向野318番地21
破産者　有限会社クリンテック
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係